

令和5年度

水田農業経営のすすめ



令和5年2月

燕市農業再生協議会

目 次

燕市水田農業経営の推進方針

1 趣旨	1 ページ
2 推進事項		
3 推進方策		
4 令和5年産米の生産目標について	3 ページ
5 国の支援策	5 ページ
6 市の補助について	7 ページ
7 収入保険制度について	9 ページ
8 令和5年（産）水稻生産実施計画書の書き方	10 ページ
令和5年度 加工用米等面積換算表	14 ページ

燕市水田農業経営の推進方針

1 趣旨

令和5年産米の米政策につきましては、米の需給調整が実践されるよう、新潟米基本戦略に基づき農業者・集荷団体・行政が連携し、需要に応じた米づくりを推進してまいります。

世界情勢及び新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、地域の特徴を生かし農業所得を向上するために水田収益力強化ビジョンを着実に推進していくことが求められています。

農業者自らの判断による経営を基本としつつ、高収益作物の生産拡大や新規作物の導入、環境保全型農業の推進等、所得向上に向けた創意・工夫のある水田農業の実践に対して支援を行ってまいります。

2 推進事項

- 経営所得安定対策への加入推進
- 水田収益力強化ビジョン等に基づく水田を有効活用した農業経営の安定化と食料供給力の強化

3 推進方策

(1) 需要に応じた売れる米づくりの推進

- ① 需要動向に応じた作付けとともに、食味や品質の向上による売れる米づくりを推進します。
- ② コシヒカリと早生品種等の組み合わせによる作期幅拡大、先進技術の活用による機械設備の効率的利用、直播栽培の導入等により生産費の削減を図ります。
- ③ 消費者の食に対する安全・安心志向やブランド志向に応えるため、「生産履歴の記録」を徹底するとともに、環境負荷低減のため「環境保全型農業」を推進します。

(2) 水田・畑地の活用による作物の生産拡大の推進

① 水田の活用による生産拡大の推進

ア 麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、輸出用米等の需要に応じた生産の拡大を図ります。

イ 大豆は、栽培マニュアルに基づいた栽培管理により、単収の増加、高品質化を推進します。

② 畑地の活用による作物の生産拡大の推進

ア 作物（麦、大豆等）の需要に応じた生産の拡大を図ります。

(3) 水田収益力強化ビジョンの実践を通じたブランド作物の作付拡大

① 水田において、以下の12作物について、市内全域で作付拡大を誘導し、産地化を図ります。

② 産地化を図るうえで、「えだまめ」と「たまねぎ」は大区画のほ場でも作業が可能で収益性が見込めることから、栽培マニュアルを作成する等、重点的に支援してまいります。

● 水田収益力強化ビジョン推進作物

えだまめ		たまねぎ		
大豆	きゅうり	トマト	ブロッコリー	なす
キャベツ	さといも	長ねぎ	アスパラガス	いちじく

③ 独自ブランド米コシヒカリ えちごつばめの「飛燕舞」

「飛燕舞」は、農産物検査で1等米、減減50以上、食品表示法に基づく単一原料米である燕市産コシヒカリです。PRを図るとともに、より多くの農業者が販売できるような活動を展開します。

④ 独自ブランド米コシヒカリ 「つば九郎米」

ヤクルトスワローズとのコラボ商品である「つば九郎米」ブランドとしてPRします。

4 令和5年産米の生産目標について

生産目標については、全国的に需給調整が進んだものの、国の目安としては60,000トン減少した目安が示されました。新潟県では、令和4年産の取り組みにより7,400トン増加した目安が示されました。

燕市は、県が示した市町村別内訳の生産目標数量・面積が、20,098トン・3,453haで昨年より273トン減少しており、1月1日現在の水田基礎面積から作付目標面積率を算出すると65.72%となりました。

需給調整を推進するためには主食用米からの前年と同程度の転換が求められます。

一方で、需要に応じた米づくりを推進するため、各認定方針作成者が複数年契約や事前契約等に基づく生産を進めることが認められているため、実施計画書を記入する際は、ご自身が参加している認定方針作成者（4ページ参照）に相談の上、ご提出ください。

※いずれの認定方針にも参加していない人には、燕市農業再生協議会より生産目標を通知します。

1) 生産目標数量について

	令和4年産	令和5年産	増減
全 国	6,750,000 トン	6,690,000 トン	▲60,000 トン
新潟県	538,000 トン	545,400 トン	7,400 トン
燕 市	20,371 トン	20,098 トン	▲273 トン

2) 基準単収の設定について

基準単収	582 kg/10a
------	------------

3) 燕市生産目標面積について

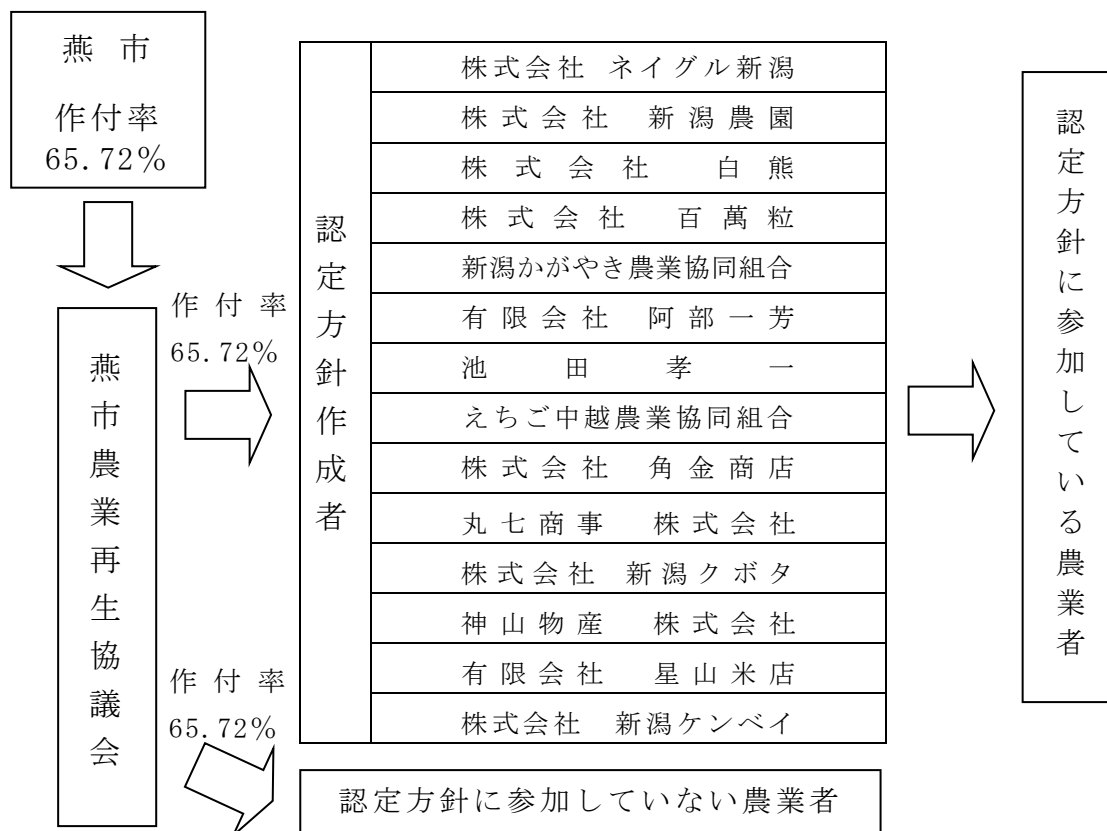
令和4年産	令和5年産	増減
3,506 ha	3,453 ha	▲53 ha

4) 作付目標面積率 65.72 %

4) 生産目標提示の流れについて

以下のとおり、認定方針作成者より生産目標を提示しますので、ご確認ください。

いずれの認定方針にも参加していない人には、燕市農業再生協議会より生産目標を通知します。



5) 加工用米について

①加工用米（うるち・もち）については、実需者との契約予定数量を面積換算し、実施計画書に記入してください。

（基準単収582kg、P14の加工用米等面積換算表参照）

②加工用米は、30kg（1袋）単位で調整し、確実に出荷してください。

6) 新規需要米について

①新規需要米（米粉用米、飼料用米、輸出用米、WCS用稲等）については実需者との出荷契約及び新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画の作成が必要です。契約予定数量を面積換算し、実施計画書に記入してください。

（基準単収582kg、P14の加工用米等面積換算表参照）

②新規需要米は、30kg（1袋）単位で調整し、確実に出荷してください。

5 国の支援策（経営所得安定対策等）

1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） ※全国一律

- 諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物（麦・大豆・そば等）について経営安定のための交付金を直接支払います。
- 支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。面積払を受けた場合、数量払の交付時に面積払の交付額が控除されます。
- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とします。

対象作物	単価(面積払)	単価(数量払)
麦・大豆	20,000 円/10a	等級により異なります ※別添の「経営所得安定対策と米政策」をご参照ください
そば	13,000 円/10a	

2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

- 米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。
- 収入保険制度と同時に加入することはできません。
- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とします。

対象作物	米、麦、大豆、てん菜、でん粉原材料用ばれいしょ
補てん率	当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん

3) 水田活用の直接支払交付金

水田で大豆・新規需要米等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田の活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

①戦略作物助成 ※全国一律

対象作物	単価(円/10a)
麦・大豆・飼料作物	35,000
WCS用稲	80,000
加工用米	20,000
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、55,000～105,000

※詳しい内容については、別添の「経営所得安定対策と米政策」をご参照ください。

②産地交付金（令和5年度案）

水田収益力強化ビジョンに基づき、地域の特色のある魅力的な産品を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取り組みを支援します。

令和5年度の内容は国県と協議中のため単価や要件等が変更になる場合があります。
詳細が決定しましたら認定方針作成者を通じてお知らせします。

支援内容	対象作物	単価(円/10a) ※見込み	交付要件
多収穫技術導入取組支援	大豆	10,000	対象品種: 里のほほえみ・エンレイ ※明渠の設置等排水対策の実施
生産コスト低減取組支援 (直播栽培)	飼料用米 輸出用米	3,000	区分管理で直播栽培を30a以上行っていること
生産拡大支援(振興作物)	野菜・果樹	10,000	対象作物: たまねぎ、えだまめ、なす、 長ねぎ、きゅうり、さといも、キャベツ、 トマト、アスパラガス、ブロッコリー、いちじく
生産拡大支援(えだまめ)	えだまめ	30,000	作付面積3a以上
収量向上支援 (多収穫技術導入支援)		20,000	耕耘同時畝立て播種及び明渠の設置等排水対策の実施
生産コスト低減取組支援 (機械化一貫栽培)	たまねぎ	50,000	たまねぎの機械化一貫栽培
新市場開拓用米取組加算	輸出用米	20,000	
そば作付取組支援	そば	20,000	※景観形成作物そばは対象外
複数年契約取組支援	輸出用米	10,000	
複数年契約取組支援	-	-	※輸出用米以外の継続分 ※詳細確認中

4) コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業 (旧水田リノベーション事業)

実需者との結び付きの下で、低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

事業名	対象作物	単価(円/10a)	交付要件
コメ新市場開拓等 促進事業	輸出用米	40,000	農業者等が実需者と販売契約を締結する 又はその計画を有していること(確実に契約 が締結されること) 本事業交付対象分には、戦略作物助成 (水田活用の直接支払交付金)や新市場開 拓用米取組加算(産地交付金)は支払われ ない ※米粉用米は、米粉用米専用品種が対象 ※高収益作物は、加工・業務用が対象
	加工用米	30,000	
	米粉用米※	90,000	
畑作物産地形成 促進事業	麦・大豆 高収益作物※ 等	40,000	

※本事業は国の予算の範囲内で、各地域再生協議会ごとに取組ポイントを算出し、ポイントの高い地域から採択されます。そのため、国での審査の結果により採択されない場合がありますので、ご承知おきください。

6 市の補助について

令和5年度の支援内容は確定していないため、変更になることがあります。

【重要なお知らせ】

令和5年度から申請手続きが必要となります。補助を受ける場合は、必ず申請してください。

水稲・大豆関係

補助金名		対象作物	単価(円/10a) ※見込み	補助要件/取組確認
転作物 栽培支援 補助金	重点作物 補助金	麦・大豆	10,000	経営所得安定対策の交付対象となっていること
	大豆収量・ 品質向上 加算補助金	大豆	収量補助: 燕市基準単収以上に出荷があった場合、 超えた分に対して交付 10円/kg 品質補助: 1等…30円/kg 2等…20円/kg 3等…10円/kg	
直播栽培推進補助金		全水稲	5,000	直播栽培の増加面積に対して交付 取組確認: 栽培記録カード、種子の購入伝票等
環境保全型農業 取組支援補助金		全水稲	3,000	有機JAS認証米、新潟県特別栽培農 産物認証米の栽培面積 ※エコファーマーであること
輸出用米等栽培促進補助金		輸出用米 米粉用米	10,000	経営所得安定対策の交付対象となっていること

園芸関係

補助金名	対象作物	単価(円/10a) ※見込み	補助要件/取組確認
園芸作物産地化推進 補助金	えだまめ たまねぎ	30,000	作付面積 3a 以上 ※栽培履歴を作成していること ※経営所得安定対策の交付対象となっていること
水田収益力強化ビジョン 推進作物補助金	野菜・果樹	15,000	対象作物: えだまめ、たまねぎ、なす、 長ねぎ、きゅうり、さといも、キャベツ、 トマト、アスパラガス、ブロッコリー、いちじく ※経営所得安定対策の交付対象となっていること

【留意事項】国及び市の補助（P5～7）に共通する要件

- 営農計画書を提出していること。
- 販売目的で対象作物を生産し、実際に販売すること。
- 100㎡以上作付があること。
- 十分な収量が得られるよう、適切な栽培管理を行うこと。（作付や管理が不適切と判断された場合は補助対象となりません。）
- 加工用米等の非主食用米については、販売契約を締結の上、国から取組計画の認定を受けること。

(参考) 国の補助金等及び市単独補助金に係る助成金体系

(単位:円/10a)

令和5年度の内容は確定していません。

補助金合計

麦	戦略作物助成 35,000	ゲタ(面積払) 20,000	市補助 10,000		35,000~65,000
大豆	戦略作物助成 35,000	産地交付金 10,000	ゲタ(面積払) 20,000	市補助 10,000~	35,000~75,000 +収量・等級に応じて加算
飼料用米	戦略作物助成 55,000~105,000			産地交付金 3,000~6,000	55,000~111,000
米粉用米	戦略作物助成 55,000~105,000			産地交付金 3,000	55,000~108,000
加工用米	戦略作物助成 20,000				20,000
輸出用米	産地交付金 20,000~33,000		市補助 10,000		20,000~43,000
野菜・果樹 (9品目※1)	産地交付金 10,000	市補助 15,000			25,000
たまねぎ	産地交付金 10,000~60,000			市補助 15,000~45,000	25,000~105,000
えだまめ	産地交付金 10,000~60,000			市補助 15,000~45,000	25,000~105,000
飼料作物	戦略作物助成 35,000				35,000
WCS用稲	戦略作物助成 80,000				80,000

※1 野菜・果樹9品目…なす、長ねぎ、きゅうり、トマト、さといも、キャベツ、アスパラガス、ブロッコリー、いちじく

※2 コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業に取り組む場合は、補助金額が変更となります。

戦略作物助成 水田活用の直接支払交付金①戦略作物助成 ▶5ページ参照

産地交付金 水田活用の直接支払交付金②産地交付金 ▶6ページ参照

市補助 市の補助(産地交付金の対象要件のみ) ▶7ページ参照

ゲタ(面積払) 畑作物の直接支払交付金(面積払) ▶5ページ参照

収入保険がサポートします！



農業経営には様々な**リスク**があるんだよね…



収入保険のポイント

- 全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない**収入減少**を補償。
- 農業者ごとに**基準収入の9割を下回った場合に、差額の9割を上限**に補填。(例えば、基準収入が1,000万円の方の収入がゼロになった場合でも、最大810万円まで補償)
※加入申請時の青色申告実績の保有年数が、2年分の場合は85%、3年分の場合は88%、4年分の場合は90%と、段階的に引き上げられます。
- 保険料等の**50%**、積立金の**75%**を**国庫補助**。(上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの保険料は8.5万円。積立金(掛け捨てではない)は22.5万円で、補填の際は最大この3倍の額を国から補助して支払)
- 保険期間中の大きな損害発生時には、**無利子のつなぎ融資**で対応。
- 深い補償をカットし、**安い保険料で加入できるタイプ**も有り。
(補償の下限を選択すれば、保険料が最大で約4割安い。8.5万円→4.7万円)

- ・ 収入保険は青色申告者が対象です。
- ・ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度とは選択加入制です。
(ただし、野菜価格安定制度の利用者は、収入保険への移行措置として、最初の2年間に限り同時利用が可能です。なお、補償は重複できません。)

○詳しくは【新潟県農業共済組合 新潟支所 収入保険課】までお問い合わせください。
☎ 025 - 282 - 9292

8 令和5年産水稲生産実施計画書の書き方

- ・ 作付目標面積の範囲内での取り組みにご協力ください。
- ・ 計画書は1部配布いたします。濃いエンピツで記入してください。
- ・ 水田等面積欄の「水田面積（㎡）単位」で計画をたててください。
- ・ 実施計画書の記載内容により農業共済や各種補助事業の対象の判別を行いますので、記載内容に誤りがないようご注意ください。

◆ 最初に

1. 実施計画書は、基準日（1月1日現在）の燕市農業委員会農地基本台帳に記載されている農地（田・転換畑）を印字済みです。
2. 前年度の実施計画書の実施内容を記載してありますので、変更箇所は横線で消し、今年産で取り組む作物名を記入してください。（P12参照）
3. 1月1日以降に手続きのあった農地の異動は水田台帳に反映されません。変更が必要な場合は「農作業受委託契約書」または「水田台帳変更申請書（水稲生産実施計画書変更申請書）」による申請が必要です。

◆ 記入の手順

● 住所・氏名・電話番号の確認をお願いします。

※住所・氏名は農業委員会の農家台帳と同じです。変更がある場合は、農業委員会への届出が必要となります。

※提出内容を確認させていただく場合がありますので、日中連絡が取れる連絡先を記入してください。

1) 水稲の作付ほ場を決める

● 水稲は品種名まで記載してください。

● 区分管理や直播栽培を行う場合は、必ずその旨記載してください。

※業務用米は、中食用や外食用として生産される主食用米のことです。

転作扱いとなる非主食用米ではありませんので、業務用米については主食用米と記載してください。

※ドローンによる直播栽培はドローン直播栽培と記載してください。

2) 転作作物の作付ほ場を決める

● 1筆を全て転作作物に変更する場合、印字済みの内容を横線で消し、「水稲以外の作物名」及び「水稲以外の作物作付等面積」の欄に『作物名』及び『作付面積』を記入してください。

● 1筆を水稲と転作作物の両方に変更する場合、印字済みの内容を横線で消し、水稲と転作作物の『作物名』『品種名（水稲のみ）』『作付面積』を記入してください。『作付面積』の合計が1筆の水田面積を超えないよう注意して下さい。

- 水田収益力強化ビジョン推進作物（P2参照）を作付する場合は、作物名に加え、販売用もしくは自家用を記載してください。
- 作物名や品種名は「飼料用米 直播 新潟次郎」や「販売用トマト」のように具体的に記載してください。

3) 加工用米等（新規需要米・加工用米）の記載欄の記入

- 新規需要米（米粉用米・飼料用米・WCS用稲・輸出用米）並びに加工用米（うるち・もち）は、出荷する数量【30kg（1袋）単位】を決め、「加工用米等面積換算表」をもとに面積を算出して、加工用米等記載欄にそれぞれ出荷予定数量・換算面積を記入してください。
※新規需要米並びに加工用米について、数量確定後の変更は出来ません。
- 管理方式（一括管理、区分管理）に○を付けてください。

4) その他の記載事項等

【ほ場基盤整備の該当者用】

1. ほ場基盤整備に該当する地番は「水稻以外の作物名」の欄に **ホ** と表示したうえで記入してください。
例：揚水機場等農地でなくなる場合は・・・ **ホ** 補償田
2. 遺跡調査で一時的に作付けできない地番は「水稻以外の作物名」欄に「遺跡」と記入してください。

【公共事業等の該当者用】

- 公共事業による残土置場や工事用道路等により、一時的に作付けできない地番は、「水稻以外の作物名」欄に「補償田」と記入してください。

【水田面積の計算方法】（参照）

- 台帳面積から、下記の畦畔率分を除いたものが、水田面積となります。

1筆の台帳面積	畦畔率
100㎡未満の場合	0.0%
100㎡以上3,000㎡未満の場合	2.0%
3,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1.7%
5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	1.5%
10,000㎡以上の場合	1.2%

令和〇年(産) 水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策に係る作付確認依頼書 兼 水稻共済耕地等明細書

【 記入例 】

提出期限
20**年2月**日

1/1

市町村名(コード)	213 燕市
地区名(コード)	213 〇〇地区
集落名(コード)	123 〇〇〇
農業者番号	1234
地域協議会名(コード)	001 燕市農業再生協

1) 内容を確認後、押印してください。

2) 加入を考慮されている制度または対策に〇を付けてください。

住所	959-0295 TEL 0256-77-9999 燕市吉田西太田1111番地
農業者氏名	燕 太郎

標準単収	58	加入を考慮しているものに〇を付けてください		
生産目標数量(目安)	(目安)	A	B	A-B
	kg	a m ²	a m ²	a m ²
				<input checked="" type="checkbox"/> 水稻共済
				<input type="checkbox"/> 収入保険制度
				<input type="checkbox"/> 収入減少影響緩和対策(ナラシ)

※ 貴生産調整方針作成者及び貴協議会に提出するにあたり、別紙1および別紙2を承諾いたします。
※ 貴農業共済組合に水稻共済耕地等明細書を提出するにあたり個人情報の取扱い(別紙記載)について同意します。

※加入にはそれぞれ要件があります。
※加入には別途申請等が必要です。

農業者記載欄

耕地番号	分筆番号	地名地番	作期	台帳面積 水田等面積	水稻作付 (引受)面積	水稻以外の作物 作付等面積	水稻品種名 及び 栽培方法	水稻以外の作物名 及び 販売用又は自家用	耕作委託先	
									地区名 集落名	農業者名
0001	001	燕市〇〇字〇〇 116		50 ¹⁴ 49 ³⁸	49 ³⁸		M: 552 減減栽培(50) コシヒカリ			
0002	001	燕市〇〇字〇〇 117		6 ¹² 5 ⁹⁹	5 ⁹⁹		Y: 800 主食用水稻 こがねもち 輸出用米 ドローン直播 ゆきん子舞 (区分)			
0003	001	燕市〇〇町〇丁目 118-1		58 58		58		P: 402 なす 自家用なす		
		・		58 58		58		P: 403 たまねぎ 販売用たまねぎ		
		・		30 ³⁰ 29 ⁷⁸	29⁷⁸	29 ⁷⁸	Y: 800 主食用水稻 こしひがき	販売用大豆		
		・		20 ¹⁰ 19 ⁶⁹	19 ⁶⁹		Y: 800 主食用水稻 コシヒカリ			
		・		8 ⁹⁸ 8 ⁸⁰		8 ⁸⁰		P: 150 大豆 販売用大豆	燕地巴 〇〇〇集	
		・		25 ²⁷ 24 ⁷⁶		24 ⁷⁶		J: 281 自己採集管理 助成対象外 自家用なす		
合計				142 ⁰⁷ 139 ⁵⁶	A 404 ⁹⁴ 75 ⁰⁶	34⁷² 64 ⁵⁰				

3) 水稻は品種名まで記載してください。
区分管理や直播栽培を行う場合は、必ずその旨記載してください。※ドローンによる直播栽培は「ドローン直播栽培」と記載してください。

4) ビジョン作物を栽培する場合は、印字済みの内容を横線で消し「水稻以外の作物作付等面積」の欄に記入ください。その際、販売用もしくは自家用の記載をしてください。

5) 規需要米(飼料用米、輸出用米、米粉用米、WCS用稲等)並びに加工用米等は出荷する数量「30kg(1袋)単位」を決め、「加工用米等面積換算表」を基に面積を算出し、それぞれ出荷予定数量・換算面積を記入してください。また、管理方式に〇を付けてください。区分管理を選択された方は3)のように(区分)と記載し、筆を特定してください。

★水稻及びビジョン作物の作付を計画する際は、P13の「実施計画書記入時に注意いただきたい作物一覧表」をご確認ください。

【備考】面積貸借がある人はご記入ください

集落名	氏名(経営主)	貸出面積	借受面積	差引
		a m ²	a m ²	a m ²
合計				

加工用米等記載欄	新規需要米				加工用米		備蓄米	合計
	飼料用米	輸出用米	米粉用米	その他	うるち	もち		
管理方式(〇をつける)	一括・区分	一括 <input checked="" type="checkbox"/> 区分	一括・区分	一括・区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一括 区分	一括・区分	一括	
数量	kg	348 kg	kg	kg	150 kg	kg	kg	498 kg
面積	a m ²	a m ²	a m ²	a m ²	a m ²	a m ²	a m ²	B a m ² 8 ⁵⁷

「実施計画書」記入時に注意いただきたい作物一覧表

■ 水稲にて直播栽培、県認証米及び区分管理等の取り組みを行う場合は一筆ずつ特定できるように記載をしてください。

■ 下記作物は必ず「販売用」か「自家用」の記載をしてください。

【水稲】

【ビジョン作物(大豆・野菜・果樹)】

「水稲品種名及び栽培方法」の欄に記入する項目		
水稲品種名・栽培方法 等		
主食用水稲	コシヒカリ コシヒカリ(県認証) 等	区分管理の場合は 実施計画書の一筆ごとに (区分)と記載してください。 ※加工用米等の一括管理 を行う場合は筆の特定は 不要です。
飼料用米	新潟次郎 等	
飼料用米(直播)	新潟次郎 等	
輸出用米	コシヒカリ 等	
輸出用米(直播)	ゆきん子舞 等	
加工用米	ゆきん子舞 等	
加工用米(直播)	ゆきん子舞 等	
直播栽培	コシヒカリ コシヒカリ(県認証) 等	
無無栽培	コシヒカリ コシヒカリ(県認証) 等	
減減栽培(50)	コシヒカリ(直播) コシヒカリ(県認証) 等	
減減栽培(70)	コシヒカリ(直播) コシヒカリ(県認証) 等	
WCS(直播)		

【令和5年産より】
ドローンで直播栽培
を行う場合は
「ドローン直播栽培」
と記載してください。

「水稲以外の作物名及び販売用又は自家用」の欄に 記入する項目	
作物名等	
大豆	販売用/自家用を 必ず記載してください
いちじく	
きゅうり	
トマト	
なす	
キャベツ	
長ねぎ	
たまねぎ	
さといも	
えだまめ	
アスパラガス	
ブロッコリー	

※上記以外の作物を栽培する場合でも作物名の他、販売用、自家用の記載をお願い致します。

令和5年度 加工用米等面積換算表

【 新規需要米(飼料用米、輸出用米、米粉用米、WCS用稲等)並びに加工用米(うるち・もち) 】

基準単収 582 kg/10a

(582kg/10a)・{数量÷0.582=面積(m²)}

数量 (kg)	換算面積 (m ²)	数量 (kg)	換算面積 (m ²)	数量 (kg)	換算面積 (m ²)	数量 (kg)	換算面積 (m ²)	数量 (kg)	換算面積 (m ²)	数量 (kg)	換算面積 (m ²)
30	51	750	1,288	1,470	2,525	2,190	3,762	2,910	5,000	3,630	6,237
60	103	780	1,340	1,500	2,577	2,220	3,814	2,940	5,051	3,660	6,288
90	154	810	1,391	1,530	2,628	2,250	3,865	2,970	5,103	3,690	6,340
120	206	840	1,443	1,560	2,680	2,280	3,917	3,000	5,154	3,720	6,391
150	257	870	1,494	1,590	2,731	2,310	3,969	3,030	5,206	3,750	6,443
180	309	900	1,546	1,620	2,783	2,340	4,020	3,060	5,257	3,780	6,494
210	360	930	1,597	1,650	2,835	2,370	4,072	3,090	5,309	3,810	6,546
240	412	960	1,649	1,680	2,886	2,400	4,123	3,120	5,360	3,840	6,597
270	463	990	1,701	1,710	2,938	2,430	4,175	3,150	5,412	3,870	6,649
300	515	1,020	1,752	1,740	2,989	2,460	4,226	3,180	5,463	3,900	6,701
330	567	1,050	1,804	1,770	3,041	2,490	4,278	3,210	5,515	3,930	6,752
360	618	1,080	1,855	1,800	3,092	2,520	4,329	3,240	5,567	3,960	6,804
390	670	1,110	1,907	1,830	3,144	2,550	4,381	3,270	5,618	3,990	6,855
420	721	1,140	1,958	1,860	3,195	2,580	4,432	3,300	5,670	4,020	6,907
450	773	1,170	2,010	1,890	3,247	2,610	4,484	3,330	5,721	4,050	6,958
480	824	1,200	2,061	1,920	3,298	2,640	4,536	3,360	5,773	4,080	7,010
510	876	1,230	2,113	1,950	3,350	2,670	4,587	3,390	5,824	4,110	7,061
540	927	1,260	2,164	1,980	3,402	2,700	4,639	3,420	5,876	4,140	7,113
570	979	1,290	2,216	2,010	3,453	2,730	4,690	3,450	5,927	4,170	7,164
600	1,030	1,320	2,268	2,040	3,505	2,760	4,742	3,480	5,979	4,200	7,216
630	1,082	1,350	2,319	2,070	3,556	2,790	4,793	3,510	6,030	4,230	7,268
660	1,134	1,380	2,371	2,100	3,608	2,820	4,845	3,540	6,082	4,260	7,319
690	1,185	1,410	2,422	2,130	3,659	2,850	4,896	3,570	6,134	4,290	7,371
720	1,237	1,440	2,474	2,160	3,711	2,880	4,948	3,600	6,185	4,320	7,422

※ 換算表にない数量は、次のように計算してください。

数量kg ÷ 0.582 =面積m² (m²未満切捨て)

※ 数量kg ÷ 30kg/1袋 =袋数(1袋未満切り上げ)